請求日　令和●年●月●日

複数月をまとめて請求可能です。複数月の請求をまとめて行なう場合は、請求期間と同じ月の領収証兼提供証明書の添付が必要です。

請求書（償還払い用）

保育事業・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和●年4月～令和●年6月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する振込先口座に振り込んで下さい。
また、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1．申請者と認定子どもが、三原市内に居住していることを三原市が住民基本台帳で確認すること。
2．実際に利用していることを三原市が対象施設に確認すること。
3．利用料の支払い状況を三原市が対象施設に確認すること。
4．課税状況を三原市が確認すること。

以下に該当することを確認し、該当する場合は□にチェックを記入してください。

☑ 裏面[illegible]設等利用費について、他市町へ請求していません。
☑ 雇用[illegible]長へ届け出た内容に変更はありません。

領収証兼提供証明書に記載している認定保護者を記載し、認定子どもごとに申

1．施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	ミハラ　タロウ		認定子どもとの続柄	父	生年月日　平成 元 年 10 月 11 日
氏　名	三原　太郎　三原印				現住所　三原市港町三丁目5番1号
	※振込先は請求者名義の口座です				電話：0848 － 6666 － 6666

2．認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）

法第30条の４の認定種別	□☑第2号　□ 第3号	認定番号	1234
生年月日	令和●年　1 月　23 日	フリガナ	ミハラ　イチロウ
令和●年4月1日～令和●年6月30日の間の住所		氏名	三原　市郎
☑住所のとおり　□ 転入した　□ 転出した			
上記[illegible]該当した場合は転入・転出日を記入		年　月　日	

請求期間と同じ期間を記載してください。

3．償還払いの振込先を記入して下さい（いずれかの□にチェックを記入してください。）

□ 請求が２回目以降です。
・・・既に届け出た口座へ振り込みますので、記入不要です。裏面の４へ進んでください。

☑ 請求が初回です・届け出た振込口座を変更したい。
・・・以下を記入してください。（※1）

フリガナ	ミハラ　タロウ
口座名義人	三原　太郎

振込先の口座名義は，請求者（認定保護者）と同じ方です。

金融機関名（ゆうちょ銀行以外）	にこにこ	銀行 / 信用金庫 / 農協 / 信用組合	三原	支店 / 出張所	預金種別	□普通 / □当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
ゆうちょ銀行	記号						番号							

※1 請求者名義に限ります。通帳のコピー（上記の内容がわかるページ）を添付してください。

印刷する場合は，両面印刷をしてください。

〈裏面も記入してください〉

4．利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）　※書ききれない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ	ｱﾝｼﾝﾐﾊﾗｴﾝ	所在地	〒 723 －××××
	施設・事業名	安心三原園		三原市西町××××
				電話： 0848 － ×× －××××
	契約している利用料※２	☐月額 15、000円	☐日額	円 ☐時間額 円
②	フリガナ		所在地	〒 －
	施設・事業名			電話： － －
	契約している利用料※２	☐月額 円	☐日額	円 ☐時間額 円
③	フリガナ		所在地	〒 －
	施設・事業名			電話： － －
	契約している利用料※２	☐月額 円	☐日額	円 ☐時間額 円
④	フリガナ		所在地	〒 －
	施設・事業名			電話： － －
	契約している利用料※２	☐月額 円	☐日額	円 ☐時間額 円
⑤	フリガナ		所在地	〒 －
	施設・事業名			電話： － －
	契約している利用料※２	☐月額 円	☐日額	円 ☐時間額 円
⑥	フリガナ		所在地	〒 －
	施設・事業名			電話： － －
	契約している利用料※２	☐月額 円	☐日額	円 ☐時間額 円

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白に記載してください。

※２　該当箇所にレを記入してください。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の☐にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

5．認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業の施設等利用費 償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額合計利用料 (a) ※3 ※4 「領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書」の①の金額	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3 「領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書」の①の金額	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) 施設等利用給付 ●第2号認定：月額40,300円 ●第3号認定：月額45,700円 ※5	請求額 (cとdを比較して低い方を記入)
令和 ● 年 4 月	15,000 円	0 円	15,000 円	37,000 円	15,000 円
令和 ● 年 5 月	15,000 円	0 円	15,000 円	37,000 円	15,000 円
令和 ● 年 6 月	15,000 円	0 円	15,000 円	37,000 円	15,000 円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	月ごとに記載してください。	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※3　上記で記入した利用料合計額を施設・事業に支払ったことを証明する「領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書」を全て添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※4　利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※5　月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額
⇒40,300(45,700)円×　転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額
⇒40,300(45,700)円×　三原市での認定日からの日数÷その月の日数